

交通死亡事故多発「警報・非常事態宣言」発令要綱

(目的)

第1条 この要綱は、府内において交通死亡事故が一定期間に連続して発生する等の緊急時に交通死亡事故多発警報等(以下「警報等」という。)を発し、府民の交通事故に対する注意を喚起するとともに、府、市町村、警察及び関係機関・団体(以下「関係機関等」という。)が協力し、総合的かつ集中的に諸対策を実施して、早期に交通死亡事故多発傾向の抑止を図ることを目的とする。

(名称等)

第2条 警報等の名称は、「交通死亡事故多発警報」(以下「警報」という。)及び「交通死亡事故多発非常事態宣言」(以下「非常事態宣言」という。)とする。

2 警報等は、府内全域を対象とする。

(発令者)

第3条 京都府交通対策協議会会長(京都府知事)(以下「会長」という。)が警報等を発する。

(基準)

第4条 警報は、次の各号のいずれかに該当したとき発するものとする。

(1) 府内において集中かつ連続して交通死亡事故が発生した場合で、交通死亡事故が10日以内に8件以上発生したとき。

(2) 会長が、特に必要と認めたとき。

2 非常事態宣言は、次の各号のいずれかに該当したとき発するものとする。ただし、交通安全運動中は、非常事態宣言を発しないものとする。

(1) 警報を発してから警報解除までの間の日を起点とする10日以内に交通死亡事故が8件以上発生したとき。

(2) 会長が、特に必要と認めたとき。

(通知等)

第5条 会長は、警報又は非常事態宣言を発したときは、関係機関等の長に対し、文書等により通知する。

(推進事項)

第6条 前条の通知を受けた関係機関等は、その通知された事項を構成員、会員等に周知するとともに、府民に知らしめるよう努めなければならない。

2 警報等が発せられたときは、関係機関等は、相互に協力・連携し、別表に定める事項の推進に努めなければならない。

(解除)

第7条 会長は、警報を発してから原則として10日後に警報解除を発する。ただし、交通死亡事故の多発傾向が継続している場合はこの限りでない。

2 会長は、各種施策推進の結果、交通死亡事故の多発傾向に抑止効果が認められた場合に非常事態解除宣言を発する。

3 第5条の規定は、警報解除又は非常事態解除宣言について準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。